

4. Aiに関する政策・制度の現状と方向性

袖山 禎之 文部科学省高等教育局医学教育課長

Aiに関する政策

死因究明の推進については、これまで政府部内において死因究明等のあり方に関するさまざまな検討が行われ、2008(平成20)年12月には「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(犯罪対策閣僚会議)、2011(平成23)年4月には「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会最終取りまとめ」(警察庁)、同年7月には「死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会報告書」(厚生労働省)が取りまとめられた。

そして、2012(平成24)年6月には、議員立法により「死因究明等の推進に関する法律」および「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」が制定された(表1)。これら2つの法律において、死因究明に当たって死亡時画像診断(Ai)を活用することや、Aiの実施体制の充実を図ることなどが明記されている。

また、同年10月には、「死因究明等の推進に関する法律」に基づき、「死因究明等推進会議」および「死因究明等推進計画検討会」が内閣府に設置され、「死因究明等推進計画」の策定に向けた検討が行われている。

このような状況を踏まえ、教育・研究を担う大学を所管する文部科学省としては、法医学に係る教育研究拠点の構築や、医師などの人材育成という観点から、Aiの活用も含めた死因究明の推進

に貢献していく必要があると考えている。

文部科学省および各大学医学部における取り組みの現状

1. 医学教育モデル・コア・カリキュラム

文部科学省では、医学生が卒業時までに身につけておくべき必須の実践的能力(知識・技能・態度)の到達目標を提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を作成している。本モデル・コア・カリキュラムにおいて、「異状死体について説明できる」「異状死体の取り扱いと死体検案について説明できる」「

理解剖、司法解剖、行政解剖、承諾解剖について説明できる」ことが、到達目標として設定されている(表2)。また、画像診断については、「エックス線、CT、MRIと核医学検査の原理や読影の原理を説明できる」ことや、各臓器・部位などの画像診断について概説できることなどが、到達目標として設定されている(表3)。

具体的な授業科目の設定や教育手法などは、各大学の裁量に委ねられているが、各大学医学部においては、本モデル・コア・カリキュラムの到達目標などを踏まえて、「法医学」や「放射線医学」などの授業科目の中で、医学生に対し、法医学や画像診断などの教育を実施している。

表1 死因究明等の推進に関する法律等

※平成24年6月22日 第180回通常国会にて議員立法により制定

●死因究明等の推進に関する法律(抜粋)

第6条 死因究明等の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- 1 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
- 2 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
- 3 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上
- 4 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- 5 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
- 6 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断(磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。)その他死因究明のための科学的な調査の活用
- 7 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- 8 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

●警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(抜粋)

第13条 政府は、(中略)死体の科学的調査(死因又は身元を明らかにするため死体に対して行う薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断、遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他の科学的な調査をいう。)の実施体制の充実その他必要な体制の整備を図るものとする。